

長野市教育振興基本計画

長野市
長野市教育委員会

長野市教育大綱

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに

広い視野から 思いやりの心を育み

自律心や豊かな情操 創造力を養い

自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き

明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

(長野市教育大綱 昭和 62 年 5 月制定 平成 23 年 12 月改訂)

長野市教育振興基本計画

平成 24 年度～平成 28 年度

長野市教育振興基本計画目次

はじめに	1
序章	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の期間	3
3 計画の位置付け	3
第1章 基本方針	
1 現在の教育課題	5
2 長野市教育の基本理念	7
3 長野市教育施策の基本的方向	8
4 教育振興基本計画の施策体系	9
第2章 今後5年間に取り組む施策	
1 基本施策及び施策	
基本的方向1 次世代を担う子どもたちの「生きる力」の育成	10
基本的方向2 地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実	14
基本的方向3 生きがいを求め、社会に参画する力を高める学びの機会の拡充	16
基本的方向4 多彩な文化・スポーツ遺産を継承・創造し、全ての市民が享受できる文化力の向上	18
2 重点的に取り組む基本施策	21
資料	
1 策定経過	23
2 用語解説	35
3 教育基本法	39

はじめに

長野市教育委員会では、昭和62年5月に制定した「長野市教育大綱」において、「学校」「家庭」「社会」の総合的な教育を展開することにより、「深く豊かな人間性の実現」を目指してまいりました。

教育大綱に込められた理念は、制定から四半世紀を経過した現在でも、色あせることなく、また、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂など、現代の大きな動きの中にあっても対応できるものと考えております。

しかしながら、教育を取り巻く現在の課題に対して、平成18年に定められた新教育基本法に基づき、国及び長野県において、平成20年に教育振興基本計画が策定されました。

このような社会情勢と教育界の動向に対して、長野市では新たに「長野市教育振興基本計画」を策定し、本市の教育の進むべき方向と施策を明らかにすることとしました。

策定の過程で、長野市教育の柱となるものは、「長野市教育大綱」の基本理念であることを確認しましたが、同時に、現在の社会情勢に応じて、この大綱についても見直すべきところが見えてきました。平成23年12月の教育大綱の改訂は、このような背景でなされたものです。

改訂された教育大綱が目指す「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」のためには、一つのことにとらわれない柔軟な姿勢で「個」を尊重し、公共の視点を持った判断ができる「広い視野」から「思いやりの心」を育てていくことが大切です。

この「思いやりの心」は敬愛の心です。「敬愛」は尊敬や感謝の心も包んだ「畏敬」の気持ちを表す「敬」、そして、ものや時や人や命を「惜しむ心」と、友情や信頼などを包んだ「愛」を合わせた「惜愛」の「愛」とを一緒に考えたものです。人・もの・こととの関わりを深め、支え合い、他を思いやり、他に生かされていることを自覚しながら、共に生きることにより、この心を育むことができると考えます。

また、自分を律する心と、様々なものや事柄に素直に感動できる、情操豊かな心、そして、しなやかで、伸びやかな創造性を養うことも大切であり、「思いやりの心」と共に、これらを育み、養うことが「深く豊かな人間性」に強くつながることになると思います。

さらに、私たちが住む長野市は、緑深き山々に囲まれ、また水清き川が流れ、豊かな自然にあふれています。また、その長野市には、私たちの先達が営々と築き、脈々と伝えてきた素晴らしい文化が薫るとともに、日々、新しい文化を創造する活動も続いています。

私たちは、この自然に抱かれることで、健やかな心と体が育まれるとともに、多彩な文化に接することで、感受性や、豊かな心が磨かれてきました。

このような長野市に住んでいることに誇りを抱き、また、自ら進んで自然と共に生き、文化の創造に加わり、支えることが、市民としての絆を深めていくこととなり、「長野市教育大綱」の目指す理念につながると考えます。

そして、「明日を拓く」という言葉には、自分の生きる道を、自分の進む道を切り拓いていくという思い、すなわち、自らの意思で、自らの努力の先に、豊かな人間性が得られるという気概が含まれるものと思います。

本教育振興基本計画においては、このような思いを込めて、長野市教育大綱の具現化のため、4つの基本的方向を定めるとともに、主要の教育施策を体系化しました。

子どもたちの育ちのために教育はどう関わっていくのか。家庭や地域社会が教育に果たす役割は何か。生涯学習を新たなまちづくりにつなげるには何が必要か。文化芸術及びスポーツの持つ文化力をどのようにまちづくりに生かすのか。

取り組むべきことは多数ありますが、それぞれの基本的方向の中で、これからの5年間で取り組むべき施策を定めました。各施策の目指す内容の実現に向けて、長野市教育委員会だけでなく、長野市全体で施策に取り組むとともに、市民の皆様と市が協働し、家庭、学校、地域等がお互いの役割を果たすことにより、「明日を拓く深く豊かな人間性」の実現が図れることを願っております。

平成 24 年 4 月

序章

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき国の教育の振興に係る基本的な計画として、平成 20 年 7 月に国の「教育振興基本計画」が、同条第 2 項の規定に基づき地方公共団体の定める教育振興のための施策として、長野県の教育振興基本計画が平成 20 年度に策定されました。

長野市教育振興基本計画は、これらの計画を踏まえた上で、長野市の実情に合わせ、長野市教育大綱の理念を具現化するための、基本的な方針及び講ずべき施策についての基本的な計画を定めるものです。

2 計画の期間

長野市教育振興基本計画の具体的基本施策の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

3 計画の位置付け

長野市の教育施策の基本指針としては、昭和 62 年 5 月に定められた「長野市教育大綱」が、教育の根底に流れる基本理念として、学校教育を中心として引き継がれてきました。

また、具体施策に踏み込んだ基本計画としては、平成 13 年度に「長野市生涯学習基本構想・基本計画」、平成 19 年度に「長野市子ども読書活動推進計画」、平成 20 年度に「長野市スポーツ振興計画」、平成 22 年度に「長野市文化芸術振興計画」の 4 計画が策定されています。

加えて、平成 21 年 9 月には、「文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」を制定し、市民と行政が連携、協働*し、文化芸術及びスポーツの持つ「文化力」*あふれるまちづくりの推進を目指しています。

学校教育に関しては、毎年度、学校における重点取組事項を定め、それぞれの学校で、子どもたちや地域の実態に応じた教育活動を推進してきました。また、平成 22 年度には、学習指導要領*の改訂に対応した「長野市小・中学校教育課程指導書」を、全学校に、教職員数分を配置し、現代的課題に対応すべく授業実践に取り組んでいます。

しかし、長野市教育大綱が定められてから 25 年を経過し、主文に続く「教育の重点」については社会の変化等に対応した見直しが必要になってきました。また、教育基本法の改正にも見られるように、理念の具現化のための、社会的要請として体系的な教育施策の展開が求められるようになってきました。

-
- * 協働 : 市民と行政などの各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
 - * 文化力 : 「人生をより豊かにする力、世代を超えた喜びや感動をもたらす力、人々の心のつながりや連帯感を形成する力など様々な力があり、これらの力を『文化力』とする。」(長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例の前文から要約)
 - * 学習指導要領 : 全国どこの学校で教育を受けても、一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容のもとになるもの。(文部科学省 新学習指導要領保護者用パンフレットより)

一方、長野市の行政指針である「第四次長野市総合計画」においては、「教育・文化分野」のまちづくりの基本方針として、「心豊かな人と多彩な文化が輝くまち」を掲げ、施策・事業を展開していますが、今日の教育課題は、他分野にも関連するところが多く、教育・文化分野以外の6つの基本方針全てに関連施策が展開されており、教育施策の視点からの集約がされていません。

「長野市教育振興基本計画」は、今後の教育の方向性と施策の展開を示すものとして、平成23年12月に一部改訂した「長野市教育大綱」を基本理念として施策体系化し、「第四次長野市総合計画」の教育分野の計画として位置付けます。

これにより、「長野市教育大綱」にうたわれた理念の具現化を図ってまいります。

第四次長野市総合計画

教育分野の計画

長野市教育大綱

長野市教育振興基本計画

教育施策の基本的方向

基本施策と施策の体系化

個別分野の計画等

文化芸術・
スポーツ関係
(文化芸術振興計
画・スポーツ推進
計画等)

生涯学習関係
(生涯学習推進計
画・子ども読書活
動推進計画等)

学校教育関係
(重点取組事項等)

第1章 基本方針

1 現在の教育課題

平成18年12月に改正された教育基本法の理念を踏まえた国の教育振興基本計画も、策定から4年を経過し、社会情勢等の変化を見据えて、第2期計画の策定が始まっています。

また、平成23年3月の東日本大震災は、直接被災した地域だけでなく、日本社会全体に大きな影響を与えるものとなりました。児童・生徒の被災はもとより、学校施設そのものの被災の現実から、教育に関しても多くの課題が投げかけられました。

社会情勢としましては、少子高齢化や情報化の著しい進展、経済的格差の増大や価値観の多様化等、それにともなう人間関係の希薄化や自然体験の減少など、教育を取り巻く環境は、大きく変化してきています。

また、家庭のあり方や、地域社会の変化に伴う地域の教育力のあり方が問われ、それぞれの教育力の向上が求められています。

加えて、グローバル化の進展等により、国際的視野を持ち、創造性と柔軟性等を兼ね備えた、有能な人材が求められています。

このような、国全体の教育を取り巻く課題を見据えつつ、本市の教育課題を検討しなければなりません。

(1) 幼児期の教育・学校教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであり、長野市では、幼稚園及び保育所等において、幼児の発達の状況に応じたきめ細やかな指導を行い、心身の調和のとれた発達を促し、創造性や表現力を養うなど、豊かな心と社会性の育成を目指しております。

現在、国においては、新たな子育て支援制度「子ども・子育て新システム」*の導入を進め、幼保一体化施設の創設等により、質の確保された教育及び保育の一体的提供を図ることとしており、こうした国の動向等を注視し、幼児期の教育の充実について検討していく必要があります。

小学校では平成23年度に、中学校では平成24年度に完全実施されました学習指導要領に基づき、「生きる力」*を育むことが、これからの長野市を担う子どもたちを育てることにつながるものとして、非常に大切な課題ととらえています。

子どもたちの育ちを考えるに当たり、それを支え、担う教職員の教育力は不可欠であり、教職員の資質向上のための研修の充実が重要と考えています。より教育力の高い教職員により、それぞれの学校段階や子どもたちの発達に応じた教育が行われることが求められています。

また、今回の震災を経験し、学校施設につきましては、より早期の耐震化が求められています。子どもたちの安全・安心な教育環境を確保すると

-
- * 子ども・子育て新システム : 保育所と幼稚園の垣根を取り払い一体化する「総合こども園」の創設により、待機児童解消や良質な教育と保育の提供を図ることなどを柱とする、国の新しい子育て支援策のこと。2013年度以降の段階的な導入を目指している。
 - * 生きる力 : ・基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
・たくましく生きるための健康や体力
などを総称したもの。(文部科学省 新学習指導要領保護者用パンフレットより)

もに、災害時の地域の拠点としての役割が注目されたためでもあります。

加えて、重要なものとして、不登校の予防と早期発見・早期対応が挙げられます。小・中学校ともに、それぞれの実態に応じた児童・生徒理解や、学級経営に取り組むことにより、不登校児童・生徒数は減少傾向にあるものの、引き続き予防対策の充実が求められています。

また、障害により特別な教育的支援（配慮）を必要とする児童・生徒が増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が求められています。

(2) 家庭教育・地域の教育

家庭教育は、今までの教育行政の中で、一番難しく、また、取組が不足していた分野です。

核家族化の定着や一人親世帯の増加など、家族の形態が変化し、また、価値観や、ライフスタイルの多様化などから、家庭における教育力が低下していると言われてしています。

しかし、教育における一番基礎となる部分は家庭であり、家庭教育の意義は大きいものと考えます。家庭において求められている教育とは何かを明らかにするとともに、本来、家庭において学ぶべき、しつけや社会常識などが学校に求められている現状は、改善していく必要があると考えます。さらに、家族の絆を深め、そこから他者への思いやりの心を育ていくことも求められています。

また、家庭教育とともに、地域の教育力も低下していると言われてしています。地域社会の中で、子どもたちを見守る、育てるということが少なくなり、この状況が子育て家庭の地域での孤立につながるなど、様々な問題の要因になっていると思われます。地域と家庭、地域と学校とが、互いにつながりを深め、支え合うことが求められています。

(3) 社会教育

社会教育としては、生涯を通じて学習の機会を提供できる環境の充実が求められています。

そのためには、市立図書館や博物館等、生涯学習センターや公民館が生涯学習の拠点となるとともに、そこでの学習成果が、住みよいまちづくりにつながることを大切に考えます。

加えて、県庁所在地として、市内には県立図書館や文化ホール、民間の美術館など、多くの生涯学習施設がありますが、これらの施設を、市民のための生涯学習の拠点として、どのように連携していくかを、考えていく必要もあります。

(4) 文化芸術及びスポーツ

文化芸術及びスポーツの振興では、市民が健康な心と身体を培い、活力に満ちた明るく心豊かな生活を送ることができる、文化力あふれるまちとしていくことが、これからの重要な視点です。

市民と市との協働による多彩な文化の創造や、市民が文化芸術に親しむ機会の充実を図り、また、市民がスポーツを楽しみ、スポーツを通じて市

民相互に交流する機会の充実を図るなど、オリンピック開催都市として、文化芸術及びスポーツの振興に取り組む必要があります。

特に、今後建設が予定されています「新市民会館」は、文化芸術の創造の芽を育み、情操教育に貢献できる「育む役割」、日常生活の中で文化芸術に触れ、感動に出会える「楽しむ役割」、文化芸術を支える人づくりなどの「創る役割」、文化芸術の情報発信などの「つなぐ役割」を持った施設として、市民の文化芸術の拠点としていく必要があります。

また、貴重な文化財や伝統芸能の継承・保存・活用も、文化芸術の振興には重要であり、国宝善光寺を中心とした、世界遺産*登録は、長野市民の願いであり、調査研究を進める必要があります。加えて、松代地区をはじめとする多くの文化財の保存活用は、新たなまちづくりにつながるものとして、重要な取組となります。

スポーツの振興につきましては、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」では「スポーツは、世界共通の人類の文化である」を基本に、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とし、全ての国民が、日常的にスポーツに「親しみ」「楽しみ」「支える活動に参画する」ことのできる機会を確保されなければならないとしています。

本市としても、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の誰もが、生涯を通じてスポーツに親しむことができ、体力の向上や健康の保持増進はもとより、気軽に「遊び」「楽しむ」ことのできるスポーツ環境を整えることが求められています。

また、オリンピック施設の活用により、市民が一流のアスリートの競技を身近に感じることで、子どもたちによる競技スポーツの底辺拡大につなげるとともに、地域の活性化を図ることが重要と考えています。

2 長野市教育の基本理念

長野市教育は、以下に示す長野市教育大綱を基本理念として、推進してまいります。

長野市教育大綱

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに

広い視野から 思いやりの心を育み

自律心や豊かな情操 創造力を養い

自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き

明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

* 世界遺産 : ユネスコで採択した世界遺産条約に基づき、人類共通の遺産として保護していくために世界遺産リストに登録された、世界的に貴重な文化遺産や自然遺産のこと。

3 長野市教育施策の基本的方向

長野市教育の推進に当たっての基本的方向を次のとおりとします。

- 1 次世代を担う子どもたちの「生きる力」の育成
- 2 地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実
- 3 生きがいを求め、社会に参画する力を高める学びの機会の拡充
- 4 多彩な文化・スポーツ遺産を継承・創造し、全ての市民が享受できる文化力の向上

●基本的方向の考え方

1 次世代を担う子どもたちの「生きる力」の育成

学校は、ひとつづくりの場です。子どもたち一人ひとりを、かけがえのない尊厳を持った人間として自立させていくために、これまで取り組んできた「子どもたちの実態を生かした学習」や「地域に根ざした学習」を充実させることで、「基礎学力の定着」や「コミュニケーション能力の育成」とともに、「創造性・豊かな感性」や、たくましく生きるための「健康・体力」を育み、子どもたちの「生きる力」の育成を目指します。

2 地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実

家庭は、教育の原点です。基本的な生活習慣を身につけ、社会生活における規範意識を醸成し、細やかな心のふれあいで「絆」を育む、親と子が共に育つ家庭を目指します。また、これまでの保護者同士や、地域の子育ての先輩、学校、PTA、民生委員・児童委員など、様々な人々のつながりを充実させるとともに、家庭、地域、学校の役割を明らかにし、それぞれが子どもたちの教育に関わることにより、「深い思いやりの心を育む」ことを目指します。

3 生きがいを求め、社会に参画する力を高める学びの機会の拡充

生涯にわたって、学び続けることは、心を豊かにし、自己を高めることにつながります。これまでの公民館活動等生涯学習の成果を踏まえ、学習環境とその機会を整えることにより、市民一人ひとりの学ぶ意欲に応えるとともに、その学びを生かし、自らが「活力ある地域づくり」に関わることのできる力の育成を目指します。

4 多彩な文化・スポーツ遺産を継承・創造し、全ての市民が享受できる文化力の向上

文化芸術及びスポーツの振興は、個性輝くひとつづくりにつながるとともに、魅力あるまちづくりにつながります。多彩な文化芸術活動への支援と新たな文化の創造、歴史・文化遺産の継承と活用を図るとともに、オリンピック開催都市として、生活に「スポーツをする楽しさ」、「スポーツを見る楽しさ」を息づかせることにより「文化力」の醸成を目指します。

教育振興基本計画の施策体系

基本理念	教育施策の基本的方向 基本的方向 1 <p style="text-align: center;">次世代を担う 子どもたちの 「生きる力」の育成</p> 基本的方向 2 <p style="text-align: center;">地域に支えられ、 親と子が共に 学び育ち合う 環境の充実</p> 基本的方向 3 <p style="text-align: center;">生きがいを求め、 社会に参画する 力を高める学びの 機会の拡充</p> 基本的方向 4 <p style="text-align: center;">多彩な文化・ スポーツ遺産を 継承・創造し、 全ての市民が 享受できる 文化力の向上</p>	今後5年間に取り組む基本施策・施策 1-1 子どもたちの「生きる力」を育成する教職員の力量の向上 1 教職員研修の拡充 2 幼・保・小の連携の充実 1-2 幼児期からの段階に応じた教育の充実 1 幼児期の教育の充実 2 小・中学校の教育の充実 3 高等学校・大学等の教育の充実 1-3 安全・安心な教育環境の整備 1 災害に強い教育環境の整備 2 子どもたちの健康の保持 3 日常の安全・安心の向上 1-4 一人ひとりが大切にされる教育の推進 1 個々の実態に応じた相談体制の充実 2 特別支援教育の充実 3 社会的援助を必要とする子どもへの支援 2-1 家庭・地域・学校の役割の明確化 1 家庭の教育力の向上 2 地域の教育力の向上 3 家庭・地域・学校の連携と協働の拡充 2-2 地域が支える子育て環境の充実 1 放課後子どもプランの拡充 3-1 県都としての特色を生かした生涯学習の充実 1 県立生涯学習施設等との連携・協力 2 生涯学習施設の充実 3-2 豊かな生活につながる生涯学習の推進 1 学習成果の活用と地域づくりへの参加 2 高齢者や障害者の豊かな生活の支援 3 人権尊重・男女共同参画の推進 4-1 オリンピック開催都市としての誇りある文化芸術及びスポーツ創造環境の構築 1 文化芸術及びスポーツ活動の環境整備 2 文化芸術活動への支援と文化の創造 3 歴史・文化遺産の活用と継承 4 生涯スポーツの振興 5 競技スポーツの振興 4-2 国際化・多文化共生の推進 1 国際交流の推進 2 多文化共生の推進
------	---	---

第2章 今後5年間に取り組む施策

1 基本施策及び施策

教育施策の基本的方向の下に、基本施策及び施策を次のように定めます。

基本的方向1 次世代を担う子どもたちの「生きる力」の育成

基本施策1-1 子どもたちの「生きる力」を育成する教職員の力量の向上

1-1-1 教職員研修の拡充

1-1-2 幼・保・小の連携の充実

基本施策1-1 子どもたちの「生きる力」を育成する教職員の力量の向上

長野市は、中核市*として教職員の研修を、独自のカリキュラムで主体的に行っています。子どもたちの健やかな育ち、確かな学力の定着には、指導に当たる教職員の力が重要となります。長野市が目指す教育の姿の実現に向けて、教職員の力量の向上に取り組めます。

目指す内容

新たな教育課題やニーズに対応し、自ら学び、自ら変革することができる教職員であり、また、学習指導要領を基本に教育課程を編成し、きめ細かな教育を実践・指導ができる専門性・指導力と、人間性を備えた教職員となるよう、教職員の資質能力の向上を目指します。

施策1-1-1 教職員研修の拡充

目指す内容 教育の諸課題の解決に役立つ研修講座や学校現場のニーズに応える研修講座を実施し、また、各教科・領域における「長野市小中学校教育課程指導書」の活用を図る研修講座を実施するなど、自ら学ぶ姿勢を持つと同時に授業設計ができる、専門性と指導力を備えた教職員を養成するための、教職員研修の拡充を目指します。

施策1-1-2 幼・保・小の連携の充実

目指す内容 幼稚園・保育所で育まれた「子どもの育ち」を大切にするため、教育的指導の連続性や円滑な支援の実施が行われるよう、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化するとともに、教職員の相互理解に向けた体制の充実を目指します。

* 中核市 : 人口30万人以上の都市を対象として、政令指定都市に準じた事務権限を都道府県から移譲された市のこと。

基本施策 1-2 幼児期からの段階に応じた教育の充実

1-2-1 幼児期の教育の充実

1-2-2 小・中学校の教育の充実

1-2-3 高等学校・大学等の教育の充実

基本施策 1-2 幼児期からの段階に応じた教育の充実

幼稚園・保育所での幼児教育、義務教育である小学校・中学校段階での教育、高等学校段階における教育、大学等での高等教育など、様々な機会での段階の課題に応じた教育を受けることができます。子どもたちの健やかな育ちのためには、それぞれの段階に合わせた内容の工夫が重要です。長野市の目指す教育の姿の実現のため、教育の充実に取り組みます。

目指す内容

それぞれの段階に応じたきめ細かな教育を推進し、基礎学力の定着とともに、意欲を持って自主的に行動し、思いやりや感動する心などの豊かな人間性を兼ね備えた、心身ともにたくましい人材の育成を目指します。

施策 1-2-1 幼児期の教育の充実

目指す内容 幼児の興味や関心、発達の状態に応じた指導を行い、友達や様々な人、ものとふれあう等の体験の積重ねによる情緒の安定と心身の調和のとれた発達を図るとともに、創造性や表現力を養うなど、人間形成の基礎となる豊かな心と社会性の育成を目指します。

施策 1-2-2 小・中学校の教育の充実

目指す内容 基礎・基本の定着に向けた授業改善や地域の特色を生かした学校づくり、また、ICT機器*の活用を含めた情報教育や環境教育、キャリア教育*等の充実により、確かな学力の向上とコミュニケーション能力や創造力、感性の育成など、子どもたちの個性を生かす教育の展開を図り、「生きる力」の育成を目指します。

施策 1-2-3 高等学校・大学等の教育の充実

目指す内容 市立高等学校の総合学科*としての特長を生かした多様な学習活動の実践や、国際交流、部活動等の充実による特色ある教育を実践することにより、活力と魅力あふれる高校づくりを進めるとともに、大学等高等教育機関等との連携により、より高度で専門性を持った人材の育成を目指します。

* ICT機器 : ICTとは、Information and Communication Technology の略で情報通信技術のことであり、ICT機器とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板、教育用コンテンツ、実物投影機、パソコン、デジタルカメラなどの機器をいう。

* キャリア教育 : 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。

* 総合学科 : 普通教育及び専門教育を選択履修することを旨として総合的に施す学科のこと。

基本施策 1-3 安全・安心な教育環境の整備

1-3-1 災害に強い教育環境の整備

1-3-2 子どもたちの健康の保持

1-3-3 日常の安全・安心の向上

基本施策 1-3 安全・安心な教育環境の整備

東日本大震災の後、校舎の耐震性だけでなく、災害時の避難など、学校の危機管理体制の充実も求められています。また、子どもたちの健やかな育ちのためには、日常の健康管理や、安全な食の提供が欠かせません。子どもたちの日常を取り巻く危険から守るため、防災、防犯、交通安全など、学校と地域が連携した子どもを守る環境の整備に取り組みます。

目指す内容

災害に対して安全な施設整備を進めるとともに、子どもたちが、快適に、また、健やかに学習を受けられる、安全で安心な教育環境を目指します。

施策 1-3-1 災害に強い教育環境の整備

目指す内容

耐震補強や老朽化した施設の計画的改修を進めるとともに、地震・火災等に備えた防災教育・避難訓練を実施するなど、災害時等の危機管理体制を整え、子どもたちが安全で、安心して学習できる教育環境を目指します。

施策 1-3-2 子どもたちの健康の保持

目指す内容

健康教育や健康診断の充実や、適切な環境衛生検査を実施するとともに、地域食材の利用推進による安全・安心な給食の提供や食育指導により、子どもたちの健やかな育ちを支える教育環境を目指します。

施策 1-3-3 日常の安全・安心の向上

目指す内容

子どもたちへ交通安全や防犯に対する教育を推進し、自分の身は自ら守るという意識を高めるとともに、地域における交通対策、防犯対策を柱とした環境整備を促進し、地域・学校・家庭の連携により、子どもたちの安全を守る教育環境を目指します。

基本施策 1-4 一人ひとりが大切にされる教育の推進

1-4-1 個々の実態に応じた相談体制の充実

1-4-2 特別支援教育の充実

1-4-3 社会的援助を必要とする子どもへの支援

基本施策 1-4 一人ひとりが大切にされる教育の推進

長野市の教育課題として、不登校対策や、発達障害等を含む障害のある子どもたちへの対応が、重要なものとなっています。また、今日の経済状況から、経済的支援を必要とする児童・生徒も増加しています。子どもたち一人ひとりの状況に目を向けられる体制の充実を図り、一人ひとりが大切にされる教育に取り組みます。

目指す内容

子どもたち一人ひとりを理解し、様々な機関との協力・連携により、子どもの個性を尊重する、一人ひとりの心に寄り添う教育を目指します。

施策 1-4-1 個々の実態に応じた相談体制の充実

目指す内容 家庭・学校・地域・関係機関との連携を強化するなど、相談体制の充実を図るとともに、個々の実態に応じた支援を実施し、不登校やいじめなどの未然防止に努め、子どもたち一人ひとりが自立し、主体的に社会参加できる環境を目指します。

施策 1-4-2 特別支援教育*の充実

目指す内容 障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じ、幼稚園・保育所・小学校・中学校までが連携した支援を行うとともに、障害のある子どもとない子どもが自然に接することのできる体制など、障害のある幼児・児童・生徒の能力と可能性を伸ばせる教育環境を目指します。

施策 1-4-3 社会的援助を必要とする子どもへの支援

目指す内容 経済格差など、家庭環境が教育格差につながらないよう、全ての子どもたちが、等しく教育が受けられるために、経済的支援や、相談支援を行い、子どもたちの教育環境の安定と健全育成を目指します。

* 特別支援教育 : 障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

基本的方向2 地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実

基本施策2-1 家庭・地域・学校の役割の明確化

2-1-1 家庭の教育力の向上

2-1-2 地域の教育力の向上

2-1-3 家庭・地域・学校の連携と協働の拡充

基本施策2-1 家庭・地域・学校の役割の明確化

家族の形態や、地域社会が変化してきたことによって、家庭や地域が子どもたちの教育に果たす力が薄れ、学校が担う割合が大きくなっていますが、家庭に求められる教育、地域に求められる教育の充実が大切です。子どもたちを地域全体で育てるために、家庭・地域・学校の、教育に果たす役割を明確にし、家庭や地域の教育力の向上に取り組めます。

目指す内容

家庭、地域、学校それぞれが、子どもたちの教育に果たす役割を明らかにしながら連携、協働を図るとともに、基本的な生活習慣や豊かな情操を培う場である家庭の教育力の向上を図り、地域や学校と、子どもたちを共に見守り育てる環境を目指します。

施策2-1-1 家庭の教育力の向上

目指す内容 家族が助け合い、支え合うことで、思いやりの心を育み、また、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心の育成や心身の調和のとれた発達を育むなど、家庭が教育に果たす役割を明らかにするとともに、学校PTAや地域主催の家庭教育講座の開催を促すこと等により、家庭の教育力の向上を目指します。

施策2-1-2 地域の教育力の向上

目指す内容 地域において子どもたちを見守り育てる意識を育成するとともに、子ども会活動を通じた体験活動などの実施や、学校の教育活動への支援を行うなど、地域の教育力の向上を目指します。

施策2-1-3 家庭・地域・学校の連携と協働の拡充

目指す内容 地域に開かれた学校づくりなど、地域住民との教育での連携を深めるとともに、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を明らかにしながら、連携・協働して、地域ぐるみで子どもたちと関わり、見守り育てていく環境を目指します。

基本施策 2-2 地域が支える子育て環境の充実

2-2-1 放課後子どもプランの拡充

基本施策 2-2 地域が支える子育て環境の充実

長野市では、放課後等の子どもたちの居場所を確保し、学びや交流の場を提供するため、「長野市版放課後子どもプラン」*を実施しています。社会環境の変化から、登録希望が増加しているため、個々の地域の実情を把握し、引き続き、地域が支える子育て環境の充実に取り組みます。

目指す内容

地域・学校との連携により、安全・安心な放課後等の居場所の確保や体験活動等の充実に図り、地域社会全体で子どもたちを見守り育てる環境を目指します。

施策 2-2-1 放課後子どもプランの拡充

目指す内容

市民ボランティアの参加、各校区における運営委員会の設置、小学校施設の活用等、地域と学校との連携、協力により、子どもたちが放課後等に安心して過ごせる居場所づくりや、遊び、学習、各種体験活動の提供など、「長野市版放課後子どもプラン」の拡充を目指します。

* 長野市版放課後子どもプラン : 「放課後子どもプラン」は、地域社会の中で、放課後や週末などに子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余剰教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施する計画のこと。

「長野市版」は、この推進に当たって、「小学校施設の活用」、「市民ボランティアの参加」など、長野市独自の基本方針を盛り込んだ計画のこと。

基本的方向3 生きがいを求め、社会に参画する力を高める学びの機会の拡充

基本施策3-1 県都としての特色を生かした生涯学習の充実

3-1-1 県立生涯学習施設等との連携・協力

3-1-2 生涯学習施設の充実

基本施策3-1 県都としての特色を生かした生涯学習の充実

長野県の県庁所在地として、県立図書館や文化ホール、民間の美術館など、多くの生涯学習施設があります。市立施設にない機能や特徴を持つこれらの施設を生かし、生涯学習の充実に取り組みます。

目指す内容

県立の生涯学習施設等と市立施設の連携・協力を進めるとともに、市立施設の利便性の向上を図り、誰もが生涯にわたりいつでもどこでも自由に学べる生涯学習施設の充実したまちを目指します。

施策3-1-1 県立生涯学習施設等との連携・協力

目指す内容 市内にある県立・国立・民間の生涯学習施設や、大学・短大・専修学校・各種学校など教育機関等との連携・協力体制の構築を図り、市立の教育施設も含めた多彩な生涯学習機会を、市民に対して提供できる学習環境の充実を目指します。

施策3-1-2 生涯学習施設の充実

目指す内容 生涯学習センターの利便性の向上、公民館の事業内容の見直し、市立図書館の利便性の向上、博物館・美術館等の展示内容の見直しなど、市立の生涯学習施設の充実を図り、市民の生涯学習環境の向上を目指します。

基本施策 3-2 豊かな生活につながる生涯学習の推進

3-2-1 学習成果の活用と地域づくりへの参加

3-2-2 高齢者や障害者の豊かな生活の支援

3-2-3 人権尊重・男女共同参画の推進

基本施策 3-2 豊かな生活につながる生涯学習の推進

生涯学習センターや公民館などにおいて、市民の様々な学習意欲に応える生涯学習講座を開いており、また、その学習成果を生かせる場の提供も行われています。生涯にわたって学べることは、豊かな生活につながることであり、生涯学習講座の見直しなど学習内容を充実させ、生涯学習の推進に取り組みます。

目指す内容

生涯学習講座などを通じ、市民が、互いに高め合うとともに、学習活動を通じた人とのつながりや学びの成果を社会や地域で生かし、活力ある地域づくりにつなげることができるまちを目指します。

施策 3-2-1 学習成果の活用と地域づくりへの参加

目指す内容

生涯学習を通じた人とのつながりや学習の成果を、社会や地域の中に生かしていく機会を提供するとともに、地域コミュニティリーダーの養成や地域のコミュニティ*づくりへの支援をすることにより、市民と市が協働し、住み続けたくなるいきいきとした地域づくりを目指します。

施策 3-2-2 高齢者や障害者の豊かな生活の支援

目指す内容

スポーツや文化芸術活動を含め、高齢者や障害者の生活を豊かにするための、学習の場や地域における社会参加の機会の充実を推進し、高齢者や障害者が生きがいを持つことができ、いきいきと生活できる環境を目指します。

施策 3-2-3 人権尊重・男女共同参画の推進

目指す内容

生涯学習をはじめ、教育のあらゆる機会を捉えて、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、対等なパートナーとして責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指すとともに、全ての人が人間として尊重され、共に心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる差別*のない明るい社会の実現を目指します。

* コミュニティ : 同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づいて生活のあらゆる分野にわたって共同する地域社会のこと。

* あらゆる差別 : この中には、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者等に対する差別などを含む。

基本的方向4 多彩な文化・スポーツ遺産を継承・創造し、全ての市民が享受できる文化力の向上

基本施策 4-1 オリンピック開催都市としての誇りある文化芸術及びスポーツ創造環境の構築

4-1-1 文化芸術及びスポーツ活動の環境整備

4-1-2 文化芸術活動への支援と文化の創造

4-1-3 歴史・文化遺産の活用と継承

4-1-4 生涯スポーツの振興

4-1-5 競技スポーツの振興

基本施策 4-1 オリンピック開催都市としての誇りある文化芸術及びスポーツ創造環境の構築

冬季オリンピックの開催は、トップアスリートの競技に身近に接し、スポーツの魅力を伝え、競技施設を含めた有形無形の財産を残しましたが、文化芸術プログラムの実施により、文化芸術分野でも多くの財産を残しています。また、市内全域には、多くの伝統芸能や文化遺産が受け継がれており、これらも市の大切な財産です。こうした恵まれた財産の活用と発展を目指し、オリンピック開催都市としての誇りある文化芸術及びスポーツ創造環境の構築に取り組みます。

目指す内容

冬季オリンピック開催都市として、貴重な文化遺産や伝統芸能の継承と、新たな文化芸術を創造するとともに、誰もがスポーツに親しみ、楽しめる環境を整備し、地域への誇りと愛着を育む文化力あふれるまちを目指します。

施策 4-1-1 文化芸術及びスポーツ活動の環境整備

目指す内容

新市民会館を市民の文化芸術の拠点として、文化芸術活動の「育む」「楽しむ」「創る」「つなぐ」場とし、また、既存施設との連携・活用により、一体的な文化芸術振興の環境を整えとともに、オリンピック施設等を、市民のスポーツ活動の拠点として、身近で利用しやすい場とし、また、身近な体育施設を地域のスポーツ拠点として満足が得られる場とすることで、市民生活に文化芸術とスポーツが息づく環境を目指します。

施策 4-1-2 目指す内容	文化芸術活動への支援と文化の創造 多様な文化芸術を鑑賞・体験できる機会を提供し、文化芸術の担い手を育成するとともに、活動・発表の場の提供や、指導者等の情報提供を行い、市民の自主的・創造的な文化芸術活動を支援することにより、文化的風土を醸成し、“ながの”の個性と魅力あふれる市民文化の振興を目指します。
施策 4-1-3 目指す内容	歴史・文化遺産の活用と継承 地域の伝統文化・伝統芸能などの継承や復活の取組を支援するとともに、数多くある歴史的建造物や史跡、彫刻などの貴重な文化財の適切な保存整備を行い、また、市民と行政が一体となって、これらを地域資源として積極的に保存・活用・継承することにより、歴史的・文化的遺産を生かした魅力的な地域づくりを目指します。
施策 4-1-4 目指す内容	生涯スポーツの振興 健康の保持・増進はもとより、「する」「みる」「支える」等、スポーツを楽しむ多様なスタイルを市民に伝えるとともに、多様なスポーツ活動を地域社会が支える仕組みづくりへの支援や <u>地域密着型スポーツチーム*</u> への支援、地域指導者の育成・活用等を推進することにより、年齢・性別・障害のあるなしにかかわらず、誰もがいつまでもスポーツに親しめるとともに、地域の活性化を図れるよう生涯スポーツの振興を目指します。
施策 4-1-5 目指す内容	競技スポーツの振興 国際的・全国的スポーツ大会の開催を積極的に誘致し、また、その大会の運営に積極的に関わることで、トップレベルの競技スポーツにふれる機会の充実を図るとともに、将来のトップ選手を目指すジュニア世代の発掘・育成や強化選手への支援、指導システムの構築などにより、競技力の向上とスポーツ活動への関心を高める競技スポーツの振興を目指します。

* 地域密着型スポーツチーム：地域を拠点に、市民をはじめとする地域からのサポートと地域への貢献の関係を保ちながら、地域と共に活動・活躍しているスポーツクラブのこと。スポーツ振興とともに地域の活性化など、新たなスポーツのあり方として注目されている。スポーツを職業として活躍するプロ選手がチームに在籍する場合は、地域密着型プロスポーツチームと呼ぶこともある。

基本施策 4-2 国際化・多文化共生の推進

4-2-1 国際交流の推進

4-2-2 多文化共生の推進

基本施策 4-2 国際化・多文化共生の推進

冬季オリンピックを契機に、市民の国際理解が高まり、学校における「一校一国運動」*等、国際交流が活発になりました。これからも交流の機会を継続し、国際都市としての発展のため、更なる国際化の推進に取り組みます。併せて、様々な文化を理解するために、日本の文化、長野の文化に対する理解を深め、多文化共生の推進に取り組みます。

目指す内容

国際交流を通じて市民の国際感覚を高めるとともに、日本の、長野の文化を学び、理解し、情報を発信することにより、互いの異なる文化を尊重し合い、共生できる国際都市NAGANOを目指します。

施策 4-2-1 国際交流の推進

目指す内容

学校における姉妹都市・友好都市*をはじめとする、海外都市等との交流の推進など、子どもたちの国際感覚の向上や国際交流の発展を目指すとともに、市民ボランティアの育成、国際交流団体への活動支援、国際交流情報の発信などにより、市民全体で国際的な活動を展開できる環境を目指します。

施策 4-2-2 多文化共生の推進

目指す内容

学校や地域で、日本、長野の文化や歴史を学び、理解を深めるとともに、国際理解教育の充実により異なる文化を尊重する姿勢の育成を目指します。また、学校での日本語指導の充実や、日常の場での多言語での生活情報の提供などにより、外国人が暮らしやすく、訪れやすいまちづくりを目指します。

* 一校一国運動 : 市内の小・中学校が相手国を決め、その国の文化や歴史の学習と交流を通して国際理解や友好を深めようとするために長野オリンピックの開催をきっかけに始まった運動のこと。

* 姉妹都市・友好都市 : 姉妹都市 : アメリカ合衆国クリアウォーター市 昭和 34 年姉妹都市提携
友好都市 : 中華人民共和国石家庄市 昭和 56 年友好都市締結

2 重点的に取り組む基本施策

長野市では、平成24年度からの5年間の教育基本施策として、前述のように10の基本施策を掲げ、市民の皆様との協働の下に推進してまいりますが、中でも、次の5基本施策を、特に重点的に取り組む施策といたします。

それは、本市の教育振興に際し、特に「長野市らしさ」を従来以上に意識する中で、より一層「長野市教育」の特色を伸張するためであります。

5つの重点基本施策と、それに取り組む理由は次のとおりです。

基本施策 1-1 子どもたちの「生きる力」を育成する教職員の力量の向上

新たな教育課題や各種のニーズに対応し、長野市の教育理念の下で、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育成するためには、様々な形での大人からの支援が必要です。幼少期から青年期にわたる教育では、子どもたちに関わる教職員の影響は、極めて大きなものです。

長野市は、中核市であることから、独自に教職員の研修権を持っています。子どもたちの健やかな育ち、確かな学力の定着など、「生きる力」を育成するために、教育の立場のみならず、家庭・社会との接点としての位置付けにも配慮した上で、「研修権」を有している環境を重要に捉えながら、教職員の力量の向上を図ることが必要と考えています。

基本施策 2-1 家庭・地域・学校の役割の明確化

基本施策 2-2 地域が支える子育て環境の充実

新教育基本法にも明示されましたように、今後は、家庭・地域・学校のそれぞれの立場での教育が大切です。これまで、家庭・地域・学校は連携ということが主に言われ、それぞれの果たす役割が曖昧でした。そこで、子どもの教育は家庭が基本であるという考えの下、家庭・地域・学校の役割を明確にし、その上で連携・協働することが重要です。その中であって、長野市には、PTAなど本市に活動の拠点を置く県レベルの教育関連組織が多く、これら組織を有効に活用していくことが大切であると考えています。

また、地域が支える子育て環境の充実が、ますます重要になっている中で、長野市版放課後子どもプランの「長野市版」に込める意味を再確認することが肝要であり、全小中学校区へのプラン実施の拠点づくりを最優先に進めつつ、教育の視点からの運営の検討が必要と考えています。

基本施策 3-1 県都としての特色を生かした生涯学習の充実

生きがいを求め、社会に参画する力を高めることは、生涯教育としての重要な観点であり、そのために学びの機会を充実していくことは大切な施策であります。

長野市は公民館をはじめ各種の生涯学習施設が数多く整えられていますが、併せて、県庁所在地としての立地環境から県的施設、民間施設が多いことも特徴です。これらの点からも、他地区のモデルとなるべく、県立・民間と市立の生涯学習施設との連携・協力を推進し、県都としてリーディングシティの役割を果たすことが必要と考えています。

基本施策 4-1 オリンピック開催都市としての誇りある文化芸術及びスポーツ創造環境の構築

文化力の向上は、都市全体の発展に寄与する大きなファクターです。そして、教育振興の面から、文化芸術及びスポーツを捉えていくことは、全市民にとって重要な観点と考えます。長野市は、オリンピック開催地として国際的にも都市名が知られる優位な環境にあります。オリンピックの開催を経験した市民には、「スポーツ文化」のみならず「文化プログラム」の素晴らしさを実感したエネルギーがあります。また、人々をもてなす温かい気持ちが強いことも長野市の特徴です。

冬季オリンピックの開催都市である誇りを、文化芸術及びスポーツの振興にあて、都市の活性化を図るとともに、市内全域の伝統芸能や文化遺産を、市の文化力向上のために活用することが一層必要なときと考えています。

策定経過

長野市教育振興基本計画策定委員会への諮問・答申
長野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿
長野市教育振興基本計画策定委員会の検討経過
長野市教育振興基本計画の策定体制
長野市教育振興基本計画の策定経過
長野市教育振興基本計画策定委員会要綱
長野市教育振興基本計画策定庁内検討会議要綱
長野市教育振興基本計画策定に係る市民意見募集

長野市教育振興基本計画策定委員会への諮問

22 総第 233 号
平成 23 年 3 月 15 日

長野市教育振興基本計画策定委員会
委員長 小山 茂喜 様

長野市長 鷲澤 正一

長野市教育委員会

長野市教育振興基本計画について（諮問）

教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、長野市教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、長野市教育大綱に掲げる「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」の理念の具体化を図る指針となる、長野市教育振興基本計画について、長野市教育振興基本計画策定委員会要綱第 2 の規定により、貴委員会の意見を求めます。

長野市教育振興基本計画策定委員会の答申

平成 24 年 3 月 13 日

長野市長 鷲澤 正一 様

長野市教育委員会 様

長野市教育振興基本計画策定委員会
委員長 小山 茂喜

長野市教育振興基本計画について（答申）

平成 23 年 3 月 15 日付け、22 総第 233 号で諮問のありましたこのことについて、本策定委員会で慎重審議を重ねた結果、別冊のとおり決定しましたので答申します。

長野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

役職	所属等	氏名
委員長	信州大学全学教育機構教授	小山 茂喜
副委員長	長野市PTA連合会参与	小山 恵里香
	公募委員	安達 佳与子
	長野県短期大学教授	荒 敬
	公募委員	加藤 智久
	長野市専修学校各種学校協会相談役	黒木 亮谷
	長野市立公民館連絡協議会副幹事長	小林 公子
	長野市地方文化財保護審議会委員	玉城 司
	長野市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐	土屋 ゆかり
	信州大学教育学部教授	永松 裕希
	長野市社会教育委員副委員長	西澤 鈴枝
	長野市私立保育協会理事	花岡 正典
	長野市幼稚園連盟会長	原田 誠龍
	長野市身体障害者福祉協会理事長	古澤 明雄
	長野市校長会（綿内小学校長）	松澤 功
	長野市スポーツ振興審議会会長	峯村 威男
	長野市文化芸術協議会会長	宮澤 博
	長野市立図書館協議会委員長職務代理者	森山 環
	長野市地域女性ネットワーク会長	柳原 静子
	公募委員	山邊 千登勢

長野市教育振興基本計画策定委員会専門部会別委員名簿

第一部会(学校教育)

平成23年6月24日現在

No.	所属等	氏名
1	公募委員	安達 佳与子
2	公募委員	加藤 智久
3	信州大学全学教育機構教授	小山 茂喜
④	長野市私立幼稚園連盟会長	原田 誠龍
5	長野市校長会（綿内小学校長）	松澤 功
6	長野市立図書館協議会委員長職務代理者	森山 環

第二部会(家庭教育)

No.	所属等	氏名
①	長野県短期大学教授	荒 敬
2	長野市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐	土屋 ゆかり
3	長野市PTA連合会参与	小山 恵里香
4	長野市私立保育協会理事	花岡 正典
5	長野市スポーツ振興審議会会長	峯村 威男
6	長野市地域女性ネットワーク会長	柳原 静子
7	公募委員	山邊 千登勢

第三部会(社会教育)

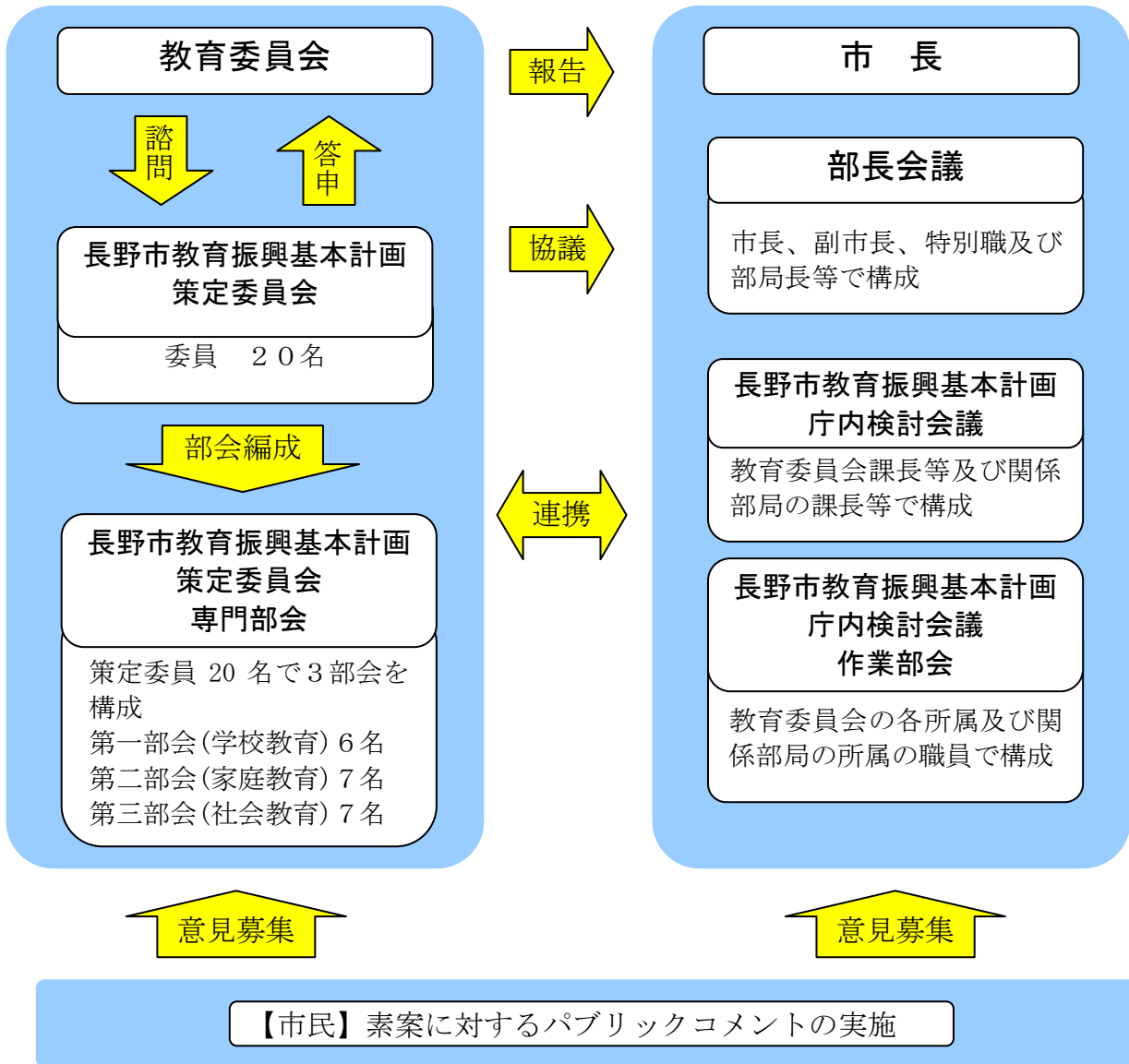
No.	所属等	氏名
①	長野市専修学校各種学校協会相談役	黒木 亮谷
2	長野市立公民館連絡協議会副幹事長	小林 公子
3	長野市地方文化財保護審議会委員	玉城 司
4	信州大学教育学部教授	永松 裕希
5	長野市社会教育委員副委員長	西澤 鈴枝
6	長野市身体障害者福祉協会理事長	古澤 明雄
7	長野市文化芸術協議会会長	宮澤 博

※名簿の○印は、部会長

長野市教育振興基本計画策定委員会検討経過

開催状況	年 月 日	内 容
第1回策定委員会	平成23年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 策定方針について
第2回策定委員会	平成23年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野市教育大綱について ・ 策定体制(専門部会)について
第3回策定委員会 (専門部会)	第一専門部会 (7月5日) 第二専門部会 (6月24日) 第三専門部会 (6月24日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画構成(案)について ・ 教育施策の基本的方向について
第4回策定委員会 (専門部会)	第一専門部会 (8月24日) 第二専門部会 (8月23日) 第三専門部会 (8月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画施策体系素案について ・ 計画素案について
第5回策定委員会 (専門部会)	第一専門部会 (9月27日) 第二専門部会 (9月26日) 第三専門部会 (9月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画施策体系素案について ・ 計画素案について
第6回策定委員会	平成23年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について
第7回策定委員会 (正副委員長・部会長会)	平成23年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の決定について ・ 中間答申
第8回策定委員会	平成24年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 計画(答申素案)について
第9回策定委員会	平成24年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野市教育振興基本計画(答申案)について ・ 答申

長野市教育振興基本計画の策定体制



長野市教育振興基本計画の策定経過

年月日	会議等	内容
平成22年8月4日	定例教育委員会	・長野市教育振興基本計画を策定することを決定
9月1日	部長会議	・教育振興基本計画策定の基本的考え方、策定体制等について協議、決定
11月10日	定例教育委員会	・教育振興基本計画と生涯学習推進計画の位置づけの決定 ・計画策定体制、策定スケジュールの決定
平成23年2月	策定委員推薦依頼及び公募	・計画策定に有識者及び市民意見を反映させるため、策定委員会委員の選定
2月7日	庁内検討会議幹事会	・教育振興基本計画策定の庁内体制等について協議
2月21日	庁内検討会議	・教育振興基本計画策定の庁内体制等について協議
3月15日	第1回策定委員会	・諮問 ・策定方針について
4月6日	定例教育委員会	第1回策定委員会の報告
4月28日	第2回策定委員会	・長野市教育大綱について ・策定体制(専門部会)について
6月1日	定例教育委員会	第2回策定委員会の報告
6月7日	庁内検討会議作業部会	・計画構成(案)について ・教育施策の基本的方向について
6月24日 7月5日	第3回策定委員会 【専門部会】	・計画構成(案)について ・教育施策の基本的方向について
8月3日	定例教育委員会	第3回策定委員会の報告
8月23日、24日 30日	第4回策定委員会 【専門部会】	・計画施策体系素案について ・計画素案について
9月26日、27日	第5回策定委員会 【専門部会】	・計画施策体系素案について ・計画素案について
10月5日	定例教育委員会	・計画施策体系素案、計画素案について協議
11月4日	教育委員会勉強会	・計画素案について協議
11月25日	第6回策定委員会	・計画素案について
11月29日	教育委員会勉強会	・計画素案について協議

12月13日	教育委員会勉強会	・計画素案について協議
12月20日	第7回策定委員会 (正副委員長・部会長会)	・計画素案の決定について ・中間答申
12月21日	臨時教育委員会	・計画素案について決定
平成24年1月5日	部長会議	・計画素案の決定及び市民意見の募集の実施 について決定
1月11日～ 2月17日	市民意見の募集 【パブリックコメント】	
2月22日	定例教育委員会	・計画案について協議
2月27日	第8回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・計画案について
3月13日	第9回策定委員会	・計画案の決定について ・答申
3月22日	臨時教育委員会	・計画案の決定について
4月3日	部長会議	・計画の決定

長野市教育振興基本計画策定委員会要綱

(設置)

第1 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、長野市教育振興基本計画を策定するに当たり、必要な事項を調査し、及び検討するため、長野市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討する。

- (1) 教育の振興のための施策の体系の構築に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長及び教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育諸団体の代表者
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員長が必要と認めるときは、事案に関係ある者の出席を求め意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7 委員会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に、部会長1人を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の審議の状況及び結果を委員長に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

長野市教育振興基本計画庁内検討会議要綱

(設置)

第1 本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定に当たり、教育振興基本計画の基本方針等について必要な事項を検討するため、長野市教育振興基本計画庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(任務)

第2 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育振興基本計画の基本方針、基本体系等に関すること。
- (2) 本市の教育の振興のための施策の現況に関すること。
- (3) その他教育振興基本計画の策定に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3 検討会議は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は教育委員会事務局総務課長を、委員は別表第1に掲げる課等の長をもって充てる。
(委員長の職務等)

第4 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 検討会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第6 検討会議の円滑かつ効率的な運営を図るため、検討会議に幹事会を置く。

- 2 幹事は、委員長のほか、別表第2に掲げる課等の長をもって充てる。
- 3 第5第2項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(作業部会)

第7 検討会議の検討事項に関する調査、研究、調整等を行うため、検討会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会の部会員は、別表第1に掲げる課等の職員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第8 検討会議の庶務は、教育委員会事務局総務課が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第3、第7関係）

総務部	庶務課 情報政策課 危機管理防災課
企画政策部	秘書課国際室 企画課 交通政策課
地域振興部	都市内分権課 市民活動支援課
生活部	男女共同参画推進課
保健福祉部	厚生課 高齢者福祉課 障害福祉課 保育家庭支援課 人権同和政策課
保健所	健康課

環境部		環境政策課
産業振興部		産業政策課 観光課
都市整備部		まちづくり推進課
教育委員会	事務局	学校教育課 保健給食課 生涯学習課 生涯学習課放課後 子どもプラン推進室 文化財課 体育課
	教育機関	長野図書館 南部図書館 博物館

別表第2（第6関係）

企画政策部		企画課
保健福祉部		保育家庭支援課
教育委員会事務局		学校教育課 保健給食課 生涯学習課 生涯学習課放課後 子どもプラン推進室 文化財課 体育課

長野市教育振興基本計画策定に係る市民意見募集

長野市教育振興基本計画の素案策定時点で内容を公表し、意見を募集

- 募集期間 平成 24 年 1 月 11 日から 2 月 17 日まで
- 閲覧場所 市役所（教育委員会総務課、行政資料コーナー）、各支所、各市立公民館、各市立図書館、生涯学習センター、長野市ホームページ
- 意見等 4 件（3 人）

- 意見・提案に対する市の考え方

対応区分	対応方針	件数（件）
1	計画案を修正・追加する。	
2	計画案に盛り込まれており、修正しない。	1
3	計画案は修正しないが、今後の取組みにおいて検討又は参考とする。	3
4	検討の結果実施は困難であり、計画案に反映しない。	
5	その他（他の計画で対応している）	
合 計		4

用語解説

(五十音順)

用語	掲出ページ	解説
あ行		
I C T機器	p 11	I C Tとは、Information and Communication Technology の略で情報通信技術のことであり、I C T機器とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板、教育用コンテンツ、実物投影機、パソコン、デジタルカメラなどの機器をいう。
あらゆる差別	p 17	この中には、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等に対する差別などを含む。
生きる力	p 5、8、10、11、21	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力 ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性 ・たくましく生きるための健康や体力 などを総称したもの。（文部科学省 新学習指導要領保護者用パンフレットより）
一校一国運動	p 20	市内の小・中学校が相手国を決め、その国の文化や歴史の学習と交流を通して国際理解や友好を深めようとするために長野オリンピックの開催をきっかけに始まった運動のこと。
か行		
学習指導要領	p 3、5、10、	全国どこの学校で教育を受けても、一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容のもとになるもの。（文部科学省 新学習指導要領保護者用パンフレットより）
キャリア教育	p 11	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。
協働	p 3、6、14、21	市民と行政などの各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
子ども・子育て新システム	p 5	保育所と幼稚園の垣根を取り払い一体化する「総合こども園」の創設により、待機児童解消や良質な教育と保育の提供を図ることなどを柱とする、国の新しい子育て支援策のこと。2013年度以降の段階的な導入を目指している。

コミュニティ	p 17	同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づいて生活のあらゆる分野にわたって共同する地域社会のこと。
さ行		
姉妹都市・友好都市	p 20	姉妹都市：アメリカ合衆国クリアウォーター市 昭和 34 年姉妹都市提携 友好都市：中華人民共和国石家庄市 昭和 56 年友好都市締結
世界遺産	p 7	ユネスコで採択した世界遺産条約に基づき、人類共通の遺産として保護していくために世界遺産リストに登録された、世界的に貴重な文化遺産や自然遺産のこと。
総合学科	p 11	普通教育及び専門教育を選択履修することを旨として総合的に施す学科のこと。
た行		
地域密着型スポーツチーム	p 19	地域を拠点に、市民をはじめとする地域からのサポートと地域への貢献の関係を保ちながら、地域と共に活動・活躍しているスポーツクラブのこと。スポーツ振興とともに地域の活性化など、新たなスポーツのあり方として注目されている。スポーツを職業として活躍するプロ選手がチームに在籍する場合は、地域密着型プロスポーツチームと呼ぶこともある。
中核市	p 10、21	人口 30 万人以上の都市を対象として、政令指定都市に準じた事務権限を都道府県から移譲された市のこと。
特別支援教育	p 13	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。
な行		
長野市版放課後子どもプラン	p 15、21	「放課後子どもプラン」は、地域社会の中で、放課後や週末などに子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施する計画のこと。 「長野市版」は、この推進に当たって、「小学校施設の活用」、「市民ボランティアの参加」など、

		長野市独自の基本方針を盛り込んだ計画のこと。
は行		
文化力	p 3、6、7、 8、18、22	「人生をより豊かにする力、世代を超えた喜びや感動をもたらす力、人々の心のつながりや連帯感を形成する力など様々な力があり、これらの力を『文化力』とする。」(長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例の前文から要約)

教育基本法

教育基本法

平成十八年十二月二十二日号外法律第百二十号

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

教育の目的及び理念（第一条—第四条）

教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

教育行政（第十六条・第十七条）

法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別され

ない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(社会教育法等の一部改正)
- 2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）」を「教育基本法（平成十八年法律第二十号）」に改める。
 - 一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第一条
 - 二 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第一条
 - 三 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第一条
 - 四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第一条
 - 五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第一条
 - 六 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項
 - 七 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十六条
(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)
- 3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項」を「教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十五条第二項」に改める。
 - 一 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十八条
 - 二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第十七項